

日新製鋼株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：日新製鋼株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第3分科会
- (3) 資 本 金：799億円（H19.3.31現在）
従業員数：単独3,676人，
連結6,234人（H19.3.31現在）
- (4) 営業品目：
鉄鋼および非鉄金属の製造・加工および販売
- (5) 経営理念：
当社グループは、グローバル化する経済の中で、企業活動を通じてお客様の夢と理想の実現につながる価値ある商品・技術・サービスを開発・提供し、新たな市場を創造することを社会的責務としている。当社のビジョンは、素材メーカーとして進化・向上していくことです。そのために、現在と未来のお客様、株主、社員に選ばれる会社、その他のステークホルダーや社会と調和する会社を目指しています。
- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

組織の名称は「技術研究所知的財産チーム」であり、技術研究所の直轄組織である。当チームの主要な業務は、新製品・新技術開発のサポートであり、そのために技術研究所に所属しているが、製造部門をはじめ、全社の知財活動を

担っている。所在地は本社内である。

(2) 構成及び人員

知的財産チームは、事務担当を含めて8名で構成されている。特許、実案、意匠、商標の出願から権利化、取得した権利の維持・管理、他社特許調査、係争対応、および知的財産権関連の契約締結、契約の審査等の業務を行っている。なお、各地の事業所にはそれぞれ、知財関連の窓口業務を行う部署があり、知財担当者が配置されている。

(3) 沿革

当社設立時より本社機構の技術部門内において特許管理業務を行ってきたが、1975年に研究開発部特許管理課として発足した。その後、組織変更等の理由により、研究管理部、生産技術部を経て1999年に現在の技術研究所知的財産チームとなった。その間、チームの名称も特許管理課から特許管理室、知的財産室を経て知的財産チームへ変更になっている。

3. わが社の知的財産活動

(1) 事業に資する知的財産活動

当社の研究・開発部門の目標は、高付加価値新商品の開発であり、知財部門の目標は、それをサポートする牽制力のある特許出願の推進である。当社の属する鉄鋼業は成熟産業であり、画期的なパイオニア発明が多数生まれる分野ではないが、牽制力のある特許を生み出すために、以下に留意して出願業務を進めている。

研究結果の詳細な検討：出願担当者は、リエゾン活動を兼ねて、研究所各部で毎月開催される研究結果の検討会に出席し、実験データの理

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

論的解析を含めた詳細なディスカッションに参画することにより、発明の発掘を行っている。出願担当者の過半は研究所出身であり、技術的な検討を行える素養を有している。

徹底した先行技術調査：上述の様に、鉄鋼業は成熟産業であり、生まれる発明も改良発明が多いので、進歩性の観点から、先行技術と自社開発技術との差異を技術および知的財産の両側面にわたり明確に捉える必要がある。その為に、発明者および出願担当者の双方が、先行技術調査を徹底して行う。

弁理士を含めた出願検討会の開催：重要発明については、発明者、知財、弁理士の三者で実験結果を検討することにより、出願明細書を直接作成する。この場合、パテント・ポートフォリオを意識して、関連出願の検討も同時に行う。当社の出願のかなりの部分は、研究部門、製造部門を問わず、この手順で行われている。

以上、特筆すべきことはないが、この地道な知財活動により各種の高付加価値ステンレス鋼、当社の主力製品であるZn-Al-Mg系溶融めっき鋼板（商品名「ZAM」）や、環境調和型の非クロム系表面処理鋼板等の新製品に関する特許を多数取得し、事業活動をサポートしている。

(2) 社内知的財産教育

新入社員教育：入社時に、知的財産権の概要、職務発明の対価の考え方、知財関連社内規程および当社の補償金システム等について講義している。

知的財産権導入教育（入社後数年の若手職員に対する教育）：主として特許について、出願から権利化までの流れ、技術的範囲の考え方、排他権としての特許権の性格、先行技術調査の手法（PATOLISやIPDL等）、係争事例の紹介、契約の基礎、および、職務発明の対価、社内規程について講義している。

知的財産権実務教育（中堅クラスの発明者に

対する教育）：拒絶理由通知への対処方法、外国出願についての考え方を上記に追加して講義する。

明細書作成教育：入社後数年の職員の中で出願案件を持っている発明者に対し、明細書の書き方を教育している。

知財部門教育：事業所の知財担当者を含め、定期的に研修会を開催している。テーマとしては、日米の特許訴訟の判決例や検索事例の紹介、独禁法や不正競争防止法等の周辺法の解説等、多岐に渡るが、明細書作成に資するために、特に審決取消訴訟等の判決例の学習を重視している。また、外部講師を年に1度招請し、各種トピックスについての講義を受けている。

(3) 知的財産権情報の収集、利用、管理

知財関連情報の収集には、インターネット経由の商用DB、IPDLや外部調査機関を目的に応じて使い分けている。商用DBについては、当チームで一括してパスワードを取得し、各事業所に複数開放し、先行技術調査に利用している。また、自社特許管理用のDBに抄録を収録することにより、自社先願特許調査にも完璧を期している。なお、自社特許管理用DBは電子包袋を兼ねており、直近の出願については全文検索が可能なシステムとしている。

4. 今後の計画

現在、特許管理システムの完全な電子化に取り組んでおり、ほぼ完成に近づいている。今後はシステムの有効利用と、更なる改善を図る予定である。

職務発明の対価（補償金）については、社内規程の数度の改定により、発明者にとって十分なインセンティブになっていると考えているが、今後とも最新の判決例に基づく見直しを行うとともに、社内への周知を図って行きたい。

（原稿受領日 2008年2月14日）